

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20241205	川元 秀徳	広島県東広島市八本松町篠甲1148番地	コスモスタクシー	広島県東広島市黒瀬町切田487-2	許可の取消し	道路運送法(以下「法」)第27条3項及び法第94条第4項	令和6年2月29日、事業者の改善報告から事業の改善が確認できなかったことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業用自動車の定期点検整備記録簿の不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(2)虚偽の陳述(道路運送法第94条第4項)	85	36